



その6 運輸部

沖縄県生活交通確保協議会について



1 生活交通の確保方策

これまで、地方の赤字バス路線については、需給調整規制を前提とした内部補助により維持されてきました。需給調整規制を前提とした内部補助とは、既存の事業者が経営する黒字路線における新規事業者の参入を制限する一方、赤字路線においても既存の事業者の事業の休止や廃止の自由を制限し、黒字路線の収益で赤字路線の損失を償うことによって、バス事業全體を成り立たせる制度

です。しかしながら、こうした需給調整規制による長年にわたる独占・寡占の結果、経営意欲に乏しく、非効率な事業者が温存されることとなり、多様なサービスの提供が妨げられ、事業全体の活性化を阻害するなどその弊害が目立つようになりました。このため、旧運輸省では、経営意欲に溢れた事業者が積極的に事業展開を行うことが可能になるような制度を構築することとして、昨年五月、この需給調整規制を廢止することなどを内容とする道路運送法の改正法が可決・成立し、来年一月より施行されることとなりました。需給調整規制の廢止によって、事業の休止や廃止については、バス事業者が一義的に判断することが基本となるため、地域住民の日常生活に必要なバス路線を維持・確保のための方策を検討する必要があります。こうした問題意識から、需給調整規制の廢止を提言した運輸政策審議会（国土交通大臣の諮問機関）の答申や道路運送法の改正法に対する国会の附帯決議においては、事業者が路線退出を希望する場合や路線の維持が困難な場合に地域の足をどのように確保していくのかについて協議するため、地域ごとに、国や地方公共団体、バス事業者などの関係者をメンバーとする地域協議会を設置するこ

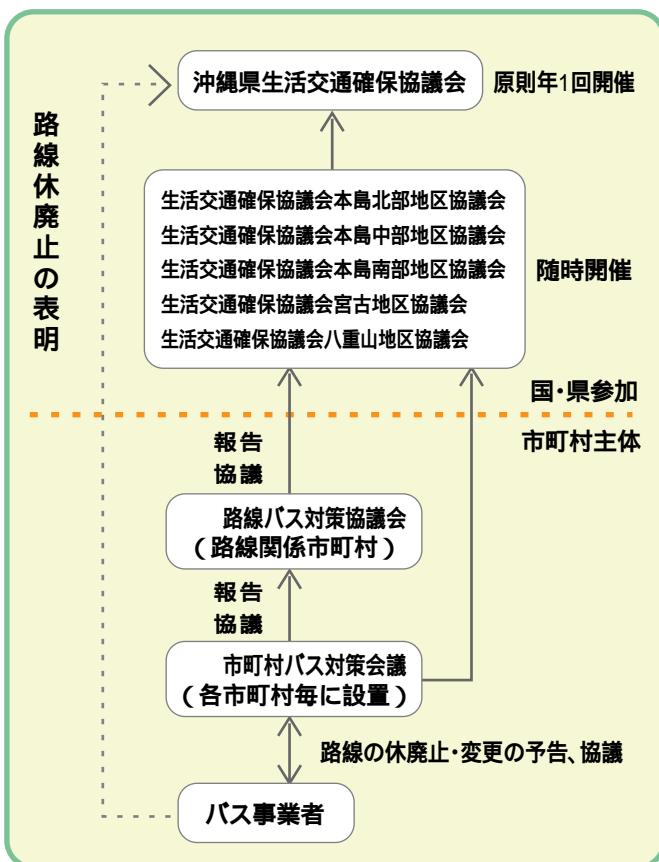
とが適当であるとされました。

2 沖縄県生活交通確保協議会の開催

これを受けて、本年三月二十二日、沖縄県企画開発部地域・離島振興局長（議長）、沖縄総合事務局運輸部長（副議長）の他、各市町村長、沖縄県バス協会会长から構成される「第一回沖縄県生活交通確保協議会」が開催されました。

本協議会では、バス事業者

より廃止予定路線三十七系統が示され、これら系統に関する概況説明が行われました。沖縄総合事務局運輸部としては、今後とも、沖縄県やバス事業者などの関係者と緊密に連絡・調整しながら、生活交通路線の確保のための方策を講じていくこととしております。



説明を行うこととされました。また、より具体的・詳細な検討・調整を行つため、地区協議会を、さらば、「各バス路線」とや各市町村にて「バス対策会議を設置することとされました」。

引き続き、本年四月二十六日、第二回協議会が開催されました。本協議会においては、バス事業者より廃止予定路線三十七系統が示され、これら系統に関する概況説明が行われました。沖縄総合事務局運輸部としては、今後とも、沖縄県やバス事業者などの関係者と緊密に連絡・調整しながら、生活交通路線の確保のための方策を講じていくこととしております。